

[事案 28-9] 死亡保険金支払請求

・平成 28 年 9 月 1 日 裁定打切り

<事案の概要>

告知義務違反の事実は存在しないことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 7 月に契約した養老保険について、以下の理由により、告知義務違反を理由とする契約解除を取り消し、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約当時認知症を患っており、判断能力が著しく低下していた状態であって、当時脳神経外科に通院していたことや自己の病状、治療、服薬の内容も理解していなかった。
- (2) 保険会社は本件契約前に、被保険者が医師から脳血管障害との告知を受けていたと主張しているが、そのような告知はなかったことから、そもそも被保険者が告知すべき内容についてそれが自身に該当するという認識がなかった以上、故意または重大な過失によって告知を怠ったとはいえない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者は告知日前に病院を受診し、病名告知が行われているため、被保険者が同月に行った告知の際にこの事実を告知しなかったことは告知義務違反にあたる。
- (2) 被保険者の死亡原因が脳卒中のため告知しなかった事実と因果関係があるため、保険会社が本件契約を解除し死亡保険金の支払いをしなかったことは正当である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 実際の契約当時の被保険者の判断能力を立証する客観的証拠がない。
- (2) 申立人は、被保険者の診察の際、同席しており、病名の告知がなかったことは自分の記憶から確かだと主張するが、担当医師の提出した資料には、被保険者に脳血管障害の告知をしたと記載がある。
- (3) 当事者である被保険者がすでに死亡しており、被保険者に事情を聴取して確認することもできないために、明確な判断ができず、当審査会では事実認定が著しく困難と言わざるを得ない。